令和2年(2020年)8月21日 教 育 委 員 会 資 料 教 育 委 員 会 事 務 局 指 導 室

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任 に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について

標記の件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 報告内容

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に 関する規則第5条に規定する令和元年度の管理及び執行状況

2 報告様式 別紙のとおり

別紙

- 1 区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務(規則第2条関係)
- (1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第23条及び第24条の規定による 区立幼稚園教育職員の初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施に関するこ と。(規則第2条第12号)

(件数、件名、主な内容など)

【幼稚園教育職員の初任者研修】

- ○年間3回程度(区内教育センター等における研修: 開講式、閉講式、人権教育)
- ○宿泊研修(2泊3日):中野区軽井沢少年自然の家
- ○園外における研修:東京都教育委員会が実施する東京都教職員研修センター 等における研修を、半日を1回として10回以上実施する。
- ○園内における研修:研修指導員の指導・助言などを含む研修を、年間10日以上(保育の実践に関する研修を6日以上、教育活動全般に関する研修を4日以上)実施する。
- ○研修対象:区立幼稚園の新規採用教諭 前年度までの新規採用幼稚園教諭研修の一部を受講できなかった 教諭
- ○区立幼稚園の新規採用教諭に対して、教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

【令和元年度東京都公立幼稚園中堅教諭等資質向上研修 I】

該当なし

(2) 区立幼稚園が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。(規則第2条第 15号)

(件数、件名、主な内容など)

該当なし

- 2 東京都教育委員会が任命する職員の勤務時間等に係る事務及び区立小中学校に 関する事務(規則第3条関係)
- (1) 区立小中学校に置かれる主任等を命ずること。(規則第3条第19号)

(件数、件名、主な内容など)

(1) 教務主任 (小学校0名、中学校2名)

教務に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて 指導、助言を行う。

(2) 生活指導主任 (小学校8名、中学校2名)

生活指導に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。

(3) 保健主任 (小学校20名、中学校5名)

保健に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。

(4) 学年主任 (小学校112名、中学校20名)

学年の教育活動に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。

(5)研究主任 (小学校21名、中学校7名)

研究活動に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。

(6) 進路指導主任 (中学校8名)

進路指導に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。

- ※ 各小中学校において、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、これらの主任を置いていない。
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項及び職員の臨時的任用に関する規則(昭和28年東京都人事委員会規則第5号)に基づく区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員の臨時的任用に関すること。(規則第3条第25号)

(件数、件名、主な内容など)

件数:5件、合計:248日

内容:事務職員の病気休暇及び休職による臨時的欠員に伴う任用、養護教諭の

病気休暇による臨時的欠員に伴う任用

(3) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号。以下「給与負担法」という。)第1条及び教育公務員特例法第23条の規定による初任者研修の実施に関すること。(規則第3条第27号)

(件数、件名、主な内容など)

- ○年間10回程度(区内教育センター等における研修)
 - ※ 特別支援学級の初任者については、年間7~10回程度の区内教育センター等における研修に加えて、東京都教職員研修センターにおける研修を3回程度受講する。
- ○課題別研修(半日を1回とし、6回以上)
 - ※ 令和元年度期限付任用教員は除く。
- ○校内における研修

授業に関する研修 週4時間(年間120時間)以上

授業以外の研修 週2時間(年間60時間)以上

- ※ 授業以外の研修については、令和元年度期限付任用教員は除く。ただし、 1年次(初任者)教員が1名以上配置された場合に限り、期限付任用教員 (教諭)も授業以外の研修を週2時間以上(年間60時間以上)実施する ことができる。
- 〇研修対象:令和元年度新規採用教員、令和元年度期限付任用教員 昨年度未修了者
- ○宿泊研修(2泊3日):中野区軽井沢少年自然の家
- ○東京都に新規に採用された教員に対して、東京都教員人材育成基本方針に示された教員に求められる4つの力である「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」における基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。

(4) 給与負担法第1条及び教育公務員特例法第24条の規定による中堅教諭等資質 向上研修の実施に関すること。(規則第3条第28号)

(件数、件名、主な内容など)

【令和元年度東京都公立学校教員中堅教諭等資質向上研修 I · 東京都公立幼稚園中堅教諭等資質向上研修 I · 東京都公立学校中堅養護教諭等資質向上研修 I 】

- ○年間8回(教育センター等における研修)、課題別選択研修(企業研修3日間)
- ○研修対象:在職期間が10年に達した教員を対象
 - ※ 教職経験年数11~13年目の間に年度を選択して受講する。
- ○学習指導、生活指導・進路指導等に関する指導力の向上や自らの専門性の向上を促すことをねらいとして、個々の教員の能力や適性等に応じた研修を実施した。また、公務員としての資質向上をねらいとして、教育法規、服務、人権教育等の研修を実施した。更に、夏季休業中に、東京ガス株式会社、日本証券業協会、TIS株式会社及び一般財団法人電力中央研究所において、3日間の企業研修を行った。
- ○年度当初、学校の管理職が該当教職員を「i、ii、iii」段階に評価し、それ ぞれの段階に応じた研修を行った。
- i 段階:学習指導等の基礎的な力を身に付ける必要がある。

校外における研修 22単位

校内における研修 30単位

ii 段階(教諭):学習指導等について求められる水準の力を有している。

校外における研修 18単位

校内における研修 30単位

ii 段階(主任教論):学習指導等について求められる水準の力を有している。

校外における研修 18単位

校内における研修 18単位

iii段階(教諭):学習指導等について求められる水準を上回る力を有している。

校外における研修 14単位

校内における研修 30単位

説段階(主任教諭):学習指導等について求められる水準を上回る力を有している。校外における研修 14単位

校内における研修 18単位

(5) 給与負担法第1条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号。以下「地教行法」という。)第21条第8号の規定による区立小 中学校の新規採用教員に対する研修の実施に関すること。(規則第3条第29号)

(件数、件名、主な内容など)

該当なし

(6) 給与負担法第1条及び地教行法第21条第8号の規定による新任教務主任研修 及び主幹研修の実施に関すること。(規則第3条第30号)

(件数、件名、主な内容など)

- ○年間3回
- ○研修対象:68名(内8名 令和元年4月より主幹教諭となった者)
- ○主幹教諭研修会
- ○主幹教諭の職責に対する認識を深めるとともに、組織の中心となる学校運営力を高めることをねらいとして、主幹教諭研修会を実施した。弁護士や民間研修企業の主宰、区内公立中学校長、統括指導主事を講師として、「主幹教諭の職責」、「児童・生徒が自然と主体的になる授業設計」、「子どもたちを取り巻く社会と自立支援 ~多様性の受容~」等の研修を計画的に行った。
- (7) 非常勤講師の任免に関すること。ただし、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和49年東京都条例第30号)に基づく講師を除く。(規則第3条第34号)

(件数、件名、主な内容など)

該当なし

(8) 区立小中学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。(規則第3条 第51号)

(件数、件名、主な内容など)

○小学校

第5学年(軽井沢移動教室、体験学習選択制)、22校、2泊3日

第6学年(軽井沢移動教室、体験学習選択制)、22校、2泊3日

○中学校

第1学年(移動教室)、10校、1泊2日

第2学年(移動教室)、10校、2泊3日

第3学年(修学旅行)、10校、2泊3日